

取調べ全過程の可視化の実現を求める決議（案）

（7月16日作成案）

捜査段階における被疑者の取調べは、弁護士の立会いを排除し、外部からの連絡を遮断されたいわゆる「密室」において行われている。このため、捜査官が供述者を威圧したり、利益誘導したりといった違法・不当な取調べが行われることがある。その結果、供述者が意に反する供述を強いられたり、供述と食い違う調書が作成されたり、その精神や健康を害されるといったことが少なくない。そのうえ、公判において、供述者が「脅されて調書に署名させられた」、「言ってもいないことを調書に書かれた」と主張しても、取調べ状況を客観的に証明する手段に乏しいため、辩护人・検察官双方の主張が不毛な水掛け論に終始することが多く、裁判の長期化や冤罪の深刻な原因となっている。最近でも、

1. 鹿児島県の志布志事件
2. 富山の氷見事件
3. 佐賀の北方事件
4. 栃木の足利事件

など、裁判が長期化した事例や違法・不当な取調べによる冤罪事例が多く発生している。

調書の作成過程について、明確な証拠を用意することはきわめて簡単であり、取調べの最初から最後まで（取調べの全過程）を録画（可視化）しておけば足りる。そうすれば、被告人と捜査官の言い分が違っていても、録画したものを再生すれば容易に適正な判定を下すことができる。取調べの可視化（取調べの全過程の録画）をしないまま、市民が裁判に参加する裁判員制度が行われた場合、裁判員となった多くの市民が、これまでと同様の不毛な水掛け論に延々と付き合うことは不可能である。取調べの全過程の録画がなされていれば、裁判員の判断も容易になる。

検察庁は、2006年5月、「裁判員裁判対象事件に関し、検察官の裁量によって、検察官による取調べの一部の録画・録音を試行する」との発表をした。そして、この試行を経て、現在、全国の地方検察庁で、原則として自白調書を証拠請求する裁判員裁判対象事件の全件で、取調べの一部録画・録音を行っている。また、警察庁は2008年9月から警視庁、大阪府警など、大規模警察本部の警察署において、裁判員裁判対象事件の中から警察官の裁量によって、警察官による取調べの一部を録画・録音する試行を始めた。そして、現在、裁判員裁判対象事件であり、かつ被疑者が自白している事件について、全国の警察本部において取調べの一部録画・録音を試行している。

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の本来の意義は、捜査過程を透明化し改革するところにある。それは、違法・不当な取調べを著しく減少させて取調べの適正化をもたらし、また、取調べの状況を直接に客観化し、自白の任意性立証を容易にする（もしくは、任意性の争いを消滅させる）という効果を持つものである。しかし、現在検察庁や警察庁が実施しているように、取調べの一部のみを、検察官や警察官の裁量によって録画・録音するだけでは、これらの効果は生じない。かえって、取調べの一部だけでは、捜査側に都合の良い部分だけが録画・録音されかねず、取調べの実態の評価を誤らせる危険がある。したがって、検察官による取調べと警察官による取調べの最初から

最後まで録画・録音する取調べ全過程の可視化（取調べの全過程の録画）の実現が、是非とも必要である。

以上のように、刑事司法制度において取調べ全過程の可視化は不可欠なものである以上、当連合会としては取調べ全過程の可視化の実現に向けて尽力する必要がある。よって、当連合会の取り組みとして、国会に対して、取調べの全過程の録画を実現させる法案を速やかに成立させることを求めるとともに、検察庁、警察庁に対して、直ちに取調べの全過程の録画を実施することを求めるものである。

以上のとおり決議する。